

第6章 推進体制

1 基本的取組の推進

(1) 基本的取組の推進母体の設置

地域戦略の目標や基本方針を踏まえて、第5章に記載した基本的取組を地域において各主体が具体化する際に、県民、民間団体(NPOなど)、事業者、教育機関など、市町村、県などが参画する「宮城県生物多様性地域戦略推進会議」を設置し、多様な主体の連携の下、関連する取組を進めます。

上記推進会議の窓口は、事務局である宮城県環境生活部自然保護課としています。

(2) 各主体の役割・連携

1) 県民の役割

○地域戦略に掲げた目標の実現に向けて、身近な自然を守り育てる取組に様々な形で積極的に参加し、生物多様性の重要性に対する理解をさらに深めていくことが期待されます。

○豊かな自然から得られる恵みを将来にわたって持続的に利用できるよう、自然に優しい方法で採取・生産された商品やサービスの購入など、日常生活においても自然に対して負荷の少ない生活に努めることが望まれます。

2) 民間団体(NPOなど)の役割

○地域における生物多様性保全の取組の中核的な担い手として、また、多様な主体の参加・連携の橋渡し役として活動することが期待されます。

○専門的な知識や豊富な経験を生かして、県民や企業、学校関係者などの幅広い層のボランティア活動への主体的な参加を促し、それらの多様な組織との連携・協働の下、継続的なサポートを行うことが期待されます。

3) 事業者(農林水産業の従事者、企業など)の役割

○事業活動が生物多様性に直接・間接的に及ぼす影響を事業者内部で共有し、可能な限り生物多様性への影響の最小化に努めることが期待されます。

○県内だけではなく他地域も含めた生物多様性に配慮するため、積極的にグリーン購入を行うことが期待されます。

○NPOや自治体などの多様な主体との積極的な連携を図り、CSR(企業の社会的責任:Corporate Social Responsibility)活動からさらに一歩進めて、事業者の一連の企業活動が生物多様性へ及ぼす影響を最小限に留めるための取組を継続し、それらの取組の状況や成果・課題を社会に公開することが期待されます。

4) 教育機関の役割

○幼児教育や学校教育を通じて、身近な自然と触れ親しみ、命の尊さを実感する機会の創出に努めることが期待されます。

○大学や研究機関においては、県内の生物多様性に関する基礎情報の蓄積と分析を継続して行い、その成果を分かりやすく普及啓発することで、生物多様性の重要性に対する興味・関心を喚起し、生物多様性保全の取組への参加の輪を拡大していくことが期待されます。

5) 学識者の役割

○生物多様性に関する専門的知見の共有や、環境教育などを通じた生物多様性に関する情報発信などが期待されます。

6) 市町村の役割

○地域戦略を踏まえ、各市町村が行う施策や事業の実施を通じて、生物多様性の保

全が推進されることが期待されます。

- 単独又は複数の市町村の連携により、本地域戦略を踏まえて、市町村版の生物多様性地域戦略の策定が望まれます。

7) 県の役割

- 地域戦略に掲げた目標の実現に向け、基本的取組に記載した施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担います。
- 基本的取組の推進に際して、庁内の関係各課における関連施策の企画立案や、連絡調整などを行う庁内横断的な組織として、関係課の実務担当者で構成する「庁内連絡会議」を設け、県が行う施策や事業を通じて、生物多様性保全の着実な推進を図ります。また、各課が所管する施策や事業の推進に際しても、地域戦略の趣旨や基本方針との整合を図ります。なお、同会議の進行管理については自然保護課が担当します。

- 愛知目標*の実現を目的とする「生物多様性自治体ネットワーク」に引き続き参画します。また、令和2年に採択予定のポスト愛知目標についても、国内の他自治体との連携を図りながら、その実現に向けて取り組みます。

- 地域戦略を踏まえて行われる様々な主体の生物多様性保全の取組に対して、必要に応じて適切な情報提供や、各種支援に努めます。

8) 国との連携

- 渡り鳥のように国境を越えて移動する動物の保護や生息環境の保全には、国際的な協力が不可欠です。このため、国際協力が必要な取組については、国の機関と連携して活動を進めていきます。
- 地域戦略の各取組や指標を達成できるよう、必要に応じて国に協力・助言を要請します。

2 進行管理

(1) 地域戦略の推進

基本的取組に基づく個別事業の実施に際しては、PLAN(実現可能性の高い基本的取組の企画・立案)－DO(基本的取組の着実な実行)－CHECK(基本的取組の取組成果及び課題の検証)－ACT(基本的取組の検証結果を踏まえた見直し)に基づく、担当課による適切な進行管理に努めます。

取組の進捗状況については、第5章で設定した目標指標により点検・評価を行います。

(2) 進捗状況の公表

地域戦略の進捗状況については、毎年1回を目安にとりまとめ、公表することとします。

(3) 地域戦略の見直し

地域戦略の計画期間内に、社会情勢の変化や地域における生物多様性保全の取組の進捗状況などにより、県内の生物多様性をめぐる動向が変化することも考えられます。このため、地域戦略の策定後、5年に1回程度を目途に、目標や基本方針、基本的取組などが実態に即したもとなっているかどうかを点検し、必要に応じて内容の見直しを行います。

なお、県における新たな総合計画が策定された場合は、当該総合計画との整合性を図ることとします。